

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営の健全化、透明性、効率性を意識し、上場企業として利害関係者の方々の満足度を高めることを常に念頭におき、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

当社は、当社取締役による業務執行の監視及び監査・監督につきましては、取締役会及び監査等委員会で行っております。

当社の取締役会は、取締役2名(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員3名で構成し、毎月1回の定例取締役会のほか、週1~2回の各部門の責任者との経営会議、その他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成し、3名とも社外取締役です。独立した立場で取締役の職務執行について厳正な監査を行うとともに、内部統制強化に資する助言提言を行っております。また、監査等委員は監査法人や内部監査室と必要な情報や意見交換を行い、それぞれの立場で得られた情報を共有することにより、監査の実効性確保に努めています。これにより、迅速な意思決定と経営監視が十分に機能していると判断し、現在の体制を採用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エスティオ	203,700	51.44
深沢 宗二	25,221	6.37
株式会社光・彩	21,716	5.48
片山 文雄	5,000	1.26
松本 大樹	4,100	1.04
林 泰男	4,000	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,900	0.98
五十嵐 雄一	3,600	0.91
丸山 朝	3,300	0.83
さが美グループホールディングス株式会社	3,000	0.76

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

株式会社エスティオ (非上場)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

1月

業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
加藤雄一	他の会社の出身者										
鈴木真	弁護士										
金井公克	他の会社の出身者										
柴山聰	弁護士										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤雄一				同氏は、長年にわたる会社経営に関する豊富な経験及び幅広い見識を有しており、当社の取締役に適任であると判断したため選任しております。
鈴木真				同氏は、弁護士、公認会計士、税理士として法務及び税務・会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の取締役に適任であると判断したため選任しております。
金井公克				同氏は、長年にわたる会社経営に関する豊富な経験及び幅広い見識を有しており、当社の取締役に適任であると判断したため選任しております。

柴山聰				同氏は、弁護士としての幅広い経験や知識を有しており、当社の取締役に適任であると判断したため選任しております。
-----	--	--	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりません。必要に応じて、監査等委員会の業務補助のため、監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査等委員会が意見交換を行い決定するものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は、内部監査室が担当しております。年間計画に基づく内部監査を実施し、業務執行の適正性を確保するとともに、業務改善に向けた具体的な助言や勧告を行っております。監査結果は取締役会及び監査等委員会に報告しております。
なお、適宜、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士と相互に連携し監査を実施し、情報の交換を行うなど連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

導入の検討はしておりますが、現在のところ導入には至っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。
報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬につきましては、株主総会の決議を経て報酬限度額を決定しております。その限度額の範囲内において、当社所定の一定の基準に基づき各取締役の報酬を決定しております。

〔社外取締役のサポート体制〕

社外取締役に対しては、取締役会開催の他、内部監査資料、開示資料、監査法人のレポートなどの資料を隨時配付するなど、取締役相互に密接な情報交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、当社取締役による業務執行の監視及び監査・監督につきましては、取締役会及び監査等委員会で行っております。

当社の取締役会は、取締役2名(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員3名で構成し、毎月1回の定例取締役会のほか、週1~2回の各部門の責任者との経営会議、その他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成し、3名ともに社外取締役であります。独立した立場で取締役の職務執行について厳正な監査を行うとともに、内部統制強化に資する助言提言を行っております。また、監査等委員は監査法人や内部監査室と必要な情報や意見交換を行い、それぞれの立場で得られた情報を共有することにより、監査の実効性確保に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2.(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)に記載の体制により、迅速な意思決定と経営監視が十分に機能していると判断し、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	1月決算会社は全体数が少ないため、集中日を回避した開催が可能であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信等の開示資料など、随時最新のものを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関するお問い合わせ窓口は、管理部となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	就業規則の厳格化や、従業員及び取引先との秘密保持契約締結等、コンプライアンスへの対応を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示、最新のIR資料のホームページ掲載など、ステークホルダーに対しての情報提供に努めています。
その他	現在、役員への女性登用はありませんが、過去の役員登用実績はあります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1.取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、会社の経営の基本方針を当社の行動規範とすると共に、関連社内規定を整備し、全役職員に周知徹底させていきます。

取締役及び使用人との秘密保持契約締結など、コンプライアンスへの対応を行っております。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関しては、関連社内規程を整備し、適切に管理、保存を行います。

取締役及び監査等委員は、これらの情報を常時閲覧することができる体制を整備しております。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントの対象となるリスクの分類を行い、各リスクに関する社内規程の整備を行います。

組織横断的なリスク状況の監視及び対応体制を構築します。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監査等を行うこととします。

上記の他に、臨時取締役会及び毎月開催される、社長と各部門の管理責任者で構成される会議に出席し、各部門における懸念事項について素早い意思決定が可能となっております。

5.監査等委員会の職務を補助すべき使用人

現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりません。必要に応じて、監査等委員会の業務補助のため、監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、取締役会と監査等委員会が意見交換を行い決定するものといたします。

6.監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、法令に従い、直ぐに監査等委員会に報告を行います。監査等委員会は、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士と相互に連携し監査を実施し、情報の交換を行うなど連携を図っていきます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、関係を持たない事を基本方針としております。また、警察、顧問弁護士、その他の関係機関との連携を図り、情報交換と安全確保に努めております。また、関係機関から配布される手引書により、社内に対しての周知徹底に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項